



平成 25 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ブレインパッド
代表者名 代表取締役社長
草野 隆史(戸籍名:高橋 隆史)
(コード番号: 3655 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 池田 直紀
(TEL. 03-5791-4210)

業績目標達成条件付ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 14 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役、監査役および全従業員に対し、業績目標達成条件付ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件は、当社グループの中長期的な成長目標である「平成 29 年 6 月期までの経常利益 30 億円達成」を目指し、持続的な収益確保へのコミットメントを一層強めるため、当社の取締役、監査役および全従業員の業績拡大への貢献意欲や士気を向上させることを目的に発行するものであります。

なお、本件は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的および理由

当社は、中長期的な業績拡大および企業価値の向上を目指すにあたり、当社の取締役、監査役および全従業員の貢献意欲および士気を一層向上させ、結束力を高めることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、業績目標の達成条件(※)を付しており、当社の連結業績において、あらかじめ定める業績目標を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであります。

経常利益の 10 倍化(平成 24 年 6 月期比)には、当社が目指すボトムアップ経営の真の実現と、それに基づく革新的なビジネス創造が不可欠であると考えています。即ち、従業員ひとりひとりが市場の潜在ニーズと向き合い、当社が誇る大量データ分析技術を応用することで創造できる事業機会を発見し、ビジネスの革新と創出に取り組む事で初めて実現するものです。

以上の考えから、本新株予約権は、一部の役員・役職者に限定せず、全ての従業員を対象としております。

| 新株予約権の種類 | 新株予約権の割当てを受ける者 | 新株予約権の数 | 業績目標の達成期限 |
|--------------|---------------------|---------|--------------|
| 第 2 回新株予約権 A | 取締役 5 名 | 1,260 個 | 平成 29 年 6 月期 |
| 第 2 回新株予約権 B | 全従業員(注)、監査役 計 102 名 | 3,127 個 | 平成 31 年 6 月期 |

(注) 平成 25 年 3 月 31 日時点での試用期間中でない全ての従業員 (契約社員およびアルバイトは除く)

〈参考〉過去の各事業年度の経常利益(実績)

| | 平成20年6月期 | 平成21年6月期 | 平成22年6月期 | 平成23年6月期 | 平成24年6月期 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 経常利益 | 4百万円 | 58百万円 | 73百万円 | 184百万円 | 315百万円 |

当社は、今後も引き続き優秀な人材の確保に注力してまいります。その一環として、新たに入社する従業員および在籍中の従業員のうち特に際立った功績をあげた者を対象に、今回と同様の業績目標達成条件を付したストックオプションを複数回に分けて追加募集する予定であります。その募集規模は合計で3,000個(普通株式300,000株)程度を予定しております。なお、当該募集規模は今後の採用状況により変動いたします。

なお、今回のストックオプションの従業員への割当株数は、当社内における人事評価ランクに基づく一律の付与基準に則して配分しており、今後の追加募集についても当該付与基準に則して配分を行う予定です。

(※) 詳細は「II. 第2回新株予約権Aの発行要項 3.(6) 新株予約権の行使の条件①」、「III. 第2回新株予約権Bの発行要項 3.(6) 新株予約権の行使の条件①」をご参照ください。

II. 第2回新株予約権Aの発行要項

1. 新株予約権の数

1,260個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式126,000株とし、下記II. 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、650円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金650円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割（または併合）の比率}}{1}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}{1}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権行使することができる期間

本新株予約権行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成26年10月1日から平成31年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権者は、下記(i)乃至(iii)に定める決算期における監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。）が下記(i)乃至(ii)に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を業績判定水準を超過した日の翌日以降行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(i) 経常利益が30億円を超過した場合

達成期： 平成26年6月期から平成29年6月期のいずれかの期

行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた全ての本新株予約権

(ii) 経常利益が20億円を超過した場合

達成期： 平成 26 年 6 月期から平成 29 年 6 月期のいずれかの期
行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の 50%まで

(iii) 経常利益が 10 億円を超過した場合

達成期： 平成 26 年 6 月期から平成 29 年 6 月期のいずれかの期
行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の 20%まで

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 25 年 5 月 1 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 II. 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 II. 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 II. 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 II. 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 II. 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 II. 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記Ⅱ. 3. (4) に準じて決定する。

(7) 謾渡による新株予約権の取得の制限

謹渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記Ⅱ. 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記Ⅱ. 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 25 年 5 月 1 日

9. 申込期日

平成 25 年 4 月 10 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 5 名 1,260 個

III. 第 2 回新株予約権 B の発行要項

1. 新株予約権の数

3,127 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 312,700 株とし、下記Ⅲ. 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、650 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 650 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割（または併合）の比率}}{1}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権者は、下記（i）乃至（iii）に定める決算期における監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。）が下記（i）乃至（iii）に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を業績判定水準を超過した日の翌日以降行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

（i）経常利益が 30 億円を超過した場合

達成期： 平成 26 年 6 月期から平成 31 年 6 月期のいずれかの期

行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた全ての本新株予約権

(ii) 経常利益が 20 億円を超過した場合

達成期： 平成 26 年 6 月期から平成 31 年 6 月期のいずれかの期

行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の 50%まで

(iii) 経常利益が 10 億円を超過した場合

達成期： 平成 26 年 6 月期から平成 31 年 6 月期のいずれかの期

行使可能割合：各新株予約権者が割当てられた本新株予約権の 20%まで

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 25 年 5 月 1 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記III. 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記III. 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記III. 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記III. 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記III. 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記III. 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に

関する事項

上記Ⅲ. 3. (4) に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記Ⅲ. 3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記Ⅲ. 5 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 25 年 5 月 1 日

9. 申込期日

平成 25 年 4 月 10 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社監査役及び従業員 102 名 3,127 個

以上